東弁往来

第72回 法テラス浜田法律事務所

島根県弁護士会会員
平野 愛子（69期）

2016年12月弁護士登録し，東京弁護士会に入会。ミモザの森法律事務所で養成を受ける（法テラスの新スキーム）。2018年1月法テラス東京法律事務所に赴任し，2年間勤務。2020年1月島根県弁護士会に登録換え，法テラス浜田法律事務所に赴任し，現在に至る。

1. はじめに

2020年1月1日付で，島根県浜田市にある法テラス浜田法律事務所に赴任しました。新天地島根での仕事と生活に期待で胸を膨らませていた矢先の新型コロナウィルス感染拡大，「期待」が一気に「不安」へと変わってしまいました。それから早一年，コロナ禍にあって，地域の皆さまのあたたかさに支えられ，仕事・生活ともに充実した日々を送ることが出来ています。僭越ではありますが，この一年を振り返ってみたいと思います。

2. 浜田での仕事

(1) 事務所紹介

法テラス浜田法律事務所は，弁護士2名，事務員2名の少人数の事務所で，扶助事件だけではなく，収入や資産が多い方や法人からの依頼（有償事件）を受けることができる「司法過疎地域型」の事務所です。

a. 事務所執務デスク

(2) 民事・家事事件等

受任事件としては，債務整理事件，離婚事件が圧倒的に多いのですが，浜田市は高齢化率33.7％とすでに3割を超える地域であることから（全国平均は26.6％），後見事件も多いのが特徴です。

浜田での仕事は，前任者からの26件の民事・家事事件等を引き継ぐことから始まり，その中には未経験の後見人や財産管理人等が10件以上ありました。また，裁判所からの依頼事件が一定数あるため，同じく未経験の破産管財人等の受任もするようになりました。当初は，未経験事件のオンパレードで焦りと不安の連続でしたが，所内の弁護士，諸先輩方の助言を頂きながら，今では何とかこなしています。あくせくしながらも新しい分野の事件に取り組むことで，自身の弁護士としての仕事の幅が広がり，成長できたように思います。

登録して日が浅い弁護士が様々な事件を経験できることは，弁護士が少ない，担い手不足の「司法過疎地域」ならではのことだと思います。

(3) 刑事事件

浜田支部管内には7名の弁護士がおり，原則として1週間の待機期間を輪番（約1か月半に1回のペース）で担当しています。この待機期間では，その期間の当番弁護士派遣依頼への対応及び被疑者国選弁護人の指名・選任を受けることになります。また，この待機期間とは別で，順次被告人国選弁護人の指名・選任を受けます。なお，浜田の裁判所は支部のため，受けた事件（裁判員裁判対象事件，合議事件などは本庁が担当）によっては，松江（片道約130km）まで足を運ぶ必要も出てきます。

赴任前は，「島根県は人口が少ないし，刑事事件も少ないはず」と勝手に思い込んでいましたが，その思惑は早々に崩れ去り，月平均で1件，多い月では3，4件担当することになりました。赴任後1年間で11件の国選事件を担当し，東弁時代3年間で担当した件数を軽く超えてしまいました。刑事事件への苦手意識が強い私としては，担当件数以上の負担感がありまし

たが，一方で，定期的に事件を担当し，失敗や後悔をする中で，刑事手続への理解は深まったように思います。そして何より，本人やそのご家族からの「先生に弁護してもらえてよかった」との言葉に私自身が励まされ，負担感以上の感動を頂いています。

「司法過疎地域」でも刑事事件は結構ありますし，やり甲斐もあります。

b. 山陰本線車窓（日本海）
c. のどぐろ海鮮丼
d. 観光列車「天地」

(4) 司法ソーシャルワーク

事務所単体としては，浜田市社会福祉協議会と連携して，ケース会議や月1回の支援調整会議に出席したり，福祉関係者や一般市民向けの講演会を行ったりしています。また，同社協に週1回出向き，福祉関係者等への情報提供「助っ人弁護士」を行っています。加えて，浜田市及び近隣市町村の福祉関係者等への電話での情報提供「ホットライン」も行っています。

また，法テラス島根（松江）と協働で，大田市（弁護士ゼロの市）の社会福祉協議会のケース会議に隔月毎に出席し，情報提供・助言等を行っています。

さらに，法テラス西郷（隠岐）も加えた3法律事務所協働で，島根県立図書館・法テラス島根共催の図書館講座の講師を担当したりしています。

弁護士が積極的に出向き，福祉関係者や市民の皆さまと「顔が見える関係」を築くことで，物理的・精神的に遠い存在と思われている弁護士を身近に感じて頂けたらと思います。事実，相談から講演依頼，また反対に，講演から相談につながることが多くなっています！ もっと多くの方が法的サービスにつながれるよう，連携等を広げていきたいです。

3. 浜田での生活

(1) 日常生活

浜田市は島根県の西部，石見地方の中心地であり，県西部地方の代表的な市です。

市の魚が「のどぐろ」というだけあって，山陰有数の水産都市でもあります。市の中心街はコンパクトにまとまっているので，自宅から徒歩ないし自転車圏内にスーパー，薬局，電気店，コンビニ等があり日常生活に困ることはありません（但し，娯楽施設は…）。また，地元産の食物が充実しており，魚介類（特に寿司），果物，お米等が美味しいです。個人的には「スイーツ」もお薦めです。

(2) 休日の過ごし方

出雲市の女性合唱団に入団しました。月に2回程度週末に出雲まで出向き，練習に参加しています。私の住む浜田から出雲までは汽車で2時間近くかかります。入団当初は，正直遠いな～と感じていましたが，最近では月2回の出雲への小旅行が楽しみになっています。余談ですが，年齢，職業等はバラバラで，立場も考え方も違う団員の皆さんと関わる中で色々な「気づき」があり，この「気づき」で，弁護士に必要な「共感力」が養われていると感じたりしています。

また，山陰地方の鉄道を楽しんでいます。乗り鉄？の私は，赴任前から密かに計画しており，コロナ禍ではありますが，少しずつ実行しています。一畑電鉄，JR木次線，観光列車「天地」に乗りました。また，特急「やくも」，特急「はくと」にも帰省の際に乗車したりと感染予防対策をしつつ楽しんでいます。次は，若桜鉄道，JR境港線…です！

4. おわりに

浜田市は，2000年6月に公設事務所第1号として「石見ひまわり基金法律事務所」が開設された，いわば，ひまわり基金精神の原点ともいえる場所です。かかる浜田での仕事を与えられた「縁」，そして，様々な「縁」に支えられ過ごせていることに感謝です。浜田での仕事・生活を通じて多くの刺激を受け，自身の視野を広げることができ，「弁護士」としてだけでなく，「人」としても成長できたのではと自負しております。残りの赴任期間も仕事・生活ともに充実したものとなるよう，感謝の気持ちを忘れず，日々努力していきたいです。

拙い文章ではありますが，読んでくださった皆さまに，司法過疎地域で働くことの魅力が伝わり，少しでも同地域への赴任に興味を持って頂けたら幸いです。